

事務連絡  
令和2年6月24日

各都道府県

財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた  
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付け通知。以下「制度要綱」という。）の運用については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡。以下「5月1日付け事務連絡」という。）において、各都道府県あてにお知らせしたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の2兆円の増額が計上された令和2年度補正予算（第2号）（令和2年度補正予算（特第2号）と合わせて、以下「第2次補正予算」という。）が成立したことを踏まえ、今後の制度要綱の運用について下記のとおり定めましたので、関係国庫補助事業等担当部局等と十分連携の上、これに留意して運用されるようお願いします。なお、本事務連絡に記載のない事項につきましては、5月1日付け事務連絡を参照してください。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

1. 交付金の拡充について

新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、本交付金を拡充することとされ、第2次補正予算において2兆円が追加計上され、令和2年度補正予算（第1号）（令和2年度補正予算（特第1号）と合わせて、以下「第1次補正予算」という。）に計上された額と合わせて、総額3兆円が措置されることとなりました（別紙1）。これに伴い、制度要綱について所要の改正を行いました。

各地方公共団体におかれましては、引き続き、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、交付金を有効に活用し、事業の実施に取り組むようお願いします。

## 2. 交付対象事業（制度要綱第2関係）

### (1) 交付対象事業

交付対象事業の基本的な考え方は、第1次補正予算から変更ありません。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が対象となります。

交付対象となる国庫補助事業等は、制度要綱別表に定める事業であって以下のいずれかに該当する事業です。下線部が追加されており、制度要綱別表も合わせて改正されています。対象となる地方単独事業は変更ありません。

- ・国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）

引き続き、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象となります。

### (2) 地方単独事業に係る対象外経費

5月1日付け事務連絡2（2）で示した地方単独事業に係る対象外経費のうち、④基金について、取扱に以下の変更があります。（その他の対象外経費については、取扱に変更ありません。）

基金の積立金については、一律に対象外経費としていましたが、以下に示す一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、第1次補正予算の交付金も含めて交付対象として取り扱うこととします。なお、基金への積立を行う事業を実施する場合は、実施計画の提出時に、通常の様式に加え、「基金調べ」にも記入して提出することが必要です。また、予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続が必要となりますので、ご留意ください。

#### 【対象となる基金の要件】

- ① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること
- ② 対象事業は、以下に該当するものであること
  - イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業
  - ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの

- ③ 令和 2 年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和 7 年度末まで、  
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和 4 年度末までに廃止するもので  
あること
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと。  
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、ハード事業については、感染症への対応と関連しないインフラ整備を主目的とする事業に係る費用は引き続き交付対象外ですが、感染症拡大の防止や感染拡大への対応として行う経済支援・生活支援、「新しい生活様式」への対応のために必要な施設の整備など、感染症への対応との関連が十分に説明できる事業については、整備自体を主目的とする場合であっても交付対象となることを改めて申し添えます。

### 3. 交付限度額について（制度要綱第 4 関係）

#### （1）第二次交付限度額の算定方法

第一次交付限度額（制度要綱別紙 2 （1）の方法によって算定される、地方単独事業に係る算定額のうち第 1 次補正予算計上分に係るもの。5 月 1 日付け事務連絡 5 （1）参照）については、5 月 1 日に各都道府県宛てに通知したところです。

第二次交付限度額は、地方単独事業に係る算定額のうち第 2 次補正予算計上分に係るものであり、

- ①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（以下「事業継続等への対応分」という。）
- ②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（以下「「新しい生活様式」等への対応分」という。）

の 2 つの区分に対応した算式で算定した額の合計額を交付限度額とします。なお、5 月 1 日付け事務連絡 5 （2）における第二次交付限度額（国庫補助金等の地方負担額を基礎として算定した額）とは異なるものであり、5 月 1 日付け事務連絡 5 （2）における第二次交付限度額は、下記の第三次交付限度額に含まれることになりますので、ご注意ください。

このうち、事業継続等への対応分の額については、制度要綱別紙 2 （2）①の算式のうち、乗率  $\beta$  をそれぞれ次に掲げる区分に従って定める数値として算定した額とします。

- ・都道府県  $\beta = 0.989086139$
- ・市町村  $\beta = 1.017770963$

また、「新しい生活様式」等への対応分の額については、制度要綱別紙 2 （2）②の算式のうち、乗率  $\alpha$  をそれぞれ次に掲げる区分に従って定める数値として算定した額とします。

- ・都道府県  $\alpha = 1.020811849$
- ・市町村  $\alpha = 1.011786256$

これらをもとに算出した都道府県ごと、市町村ごとの第二次交付限度額（事業継続等

への対応分、「新しい生活様式」等への対応分) の見込みは別途通知します。実施計画の第二次交付限度額欄には、これらの数値を記入の上、提出してください。(乗率 $\alpha$ 、 $\beta$ の確定値は、最終的な交付限度額の確定に当たり、内閣総理大臣が別に定め通知します。)

なお、新型コロナウイルス感染症の感染者数の割合が増加した場合には、第三次交付限度額において、それを考慮するものとします。

## (2) 第三次交付限度額

第三次交付限度額は、国庫補助事業等（第1次補正予算分、第2次補正予算分及び予備費分を含む。）の地方負担額等を基礎として算定した額となる見込みですが、これらの取扱いについては、別途通知します。

国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額は、以下の式により算定した額とします。また、制度要綱別表に掲載された交付対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものを除いていますが、本事務連絡の別表1及び別表2に掲載している交付限度額の算定対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものを含んでいます。

国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）、令和元年度予備費第1弾・第2弾及び令和2年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）により実施する別表1及び別表2の国庫補助事業等の地方負担額（地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）の合計額 × 算定率  
※算定率

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業・・・・・・1.0

雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靭な経済構造の構築

に関する別表2の事業・・・・・・・・・・・・・・・・0.8

## 4. 第二次交付限度額に対応した交付金の活用に当たっての留意点について（制度要綱第2～4関係）

(1) 交付金については、各地方公共団体が交付限度額全体の中で、2. にお示しした交付対象事業に有効にご活用いただくものです。

その上で、第二次交付限度額については、その算定上、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の2つの区分に対応した算式で算定された額の合計額とされています。

このうち、事業継続等への対応分については、主として、当面の事業継続や生活・雇用の維持、一時的な感染症対策等に関する事業を想定しています。また、「新しい生活様式」等への対応分については、主として、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進といった事業を想定しています。この趣旨を踏まえつつ、各地域の実情も考慮しながら、交付金の有効な活用策をご検討ください。交付金の活用が可能な事業として想定されるものを別紙2に整理していますので、こちらも参考にしてください。ただし、別紙2に掲載され

た事業に使途を限定するものではないことにご留意ください。

(2) 特に、「新しい生活様式」等への対応分については、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対しても強靭なものへと改革することを推進する観点から、交付限度額の算定上特に考慮したものであることを十分に踏まえ、交付金を活用し、先に述べた、「新たな日常」に対応した、(a)社会的な環境の整備、(b)新たな暮らしのスタイルの確立、(c)新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進等に積極的に取り組んでいただくことを期待しています。なお、このような「新しい生活様式」の確立に向けて、今後、各地域に期待される取組として内閣府が想定している20の政策テーマを「地域未来構想20」と名付け、別紙3に示しているので、参考にしてください。(地域未来構想20のさらなる詳細については、今後順次お示ししていく予定です。)

(3) 第2次補正予算により、家賃支援給付金の創設など、様々な国の補助事業が創設・拡充されますが、例えば福岡市では、下記URLに公表されている「中小企業・個人事業者向け支援策の概要」のとおり、国の支援策（第1次補正予算分に係るもののみ）と県・市の支援策との役割分担を整理しています。実施計画の作成及び事業の実施に当たっては、このような資料も参考にするなどして、国の各種補助事業等と効果的な役割分担や協調を図りつつ、交付金を有効にご活用ください。

(参考) 福岡市ホームページ（事業者への支援）

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19\\_ji.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html)

## 5. 実施計画の作成と提出について（制度要綱第3関係）

### (1) 実施計画の作成方法・記載事項全般について

地方公共団体毎の実施計画の提出及び当該実施計画に基づく交付決定は、三段階に分けて行なうことを行なっています。

第一次提出から第三次提出まで、すべて同一の実施計画を使用し、順次、追加・変更することになりますが、第一次提出時から実施計画の様式を一部修正しました。内閣府において第一次実施計画の最終提出版の内容を新様式（別紙4）に転記して送付しますので、そちらに必要事項の追記・修正をお願いします。

実施計画様式の記載事項全般について、別紙5の記入要領や記入例を参考にしながら記入してください。

なお、第一次提出時には、事例集事例番号を記載した事業については、「事業の概要」欄の一部を記載省略可としていたところですが、第二次提出時に実施計画に追加する事業については事例集事業番号を記載した事業であっても「事業の概要」欄の全ての項目について記載するようお願いします（第一次提出時に既に記載しており、事業内容を変更しない事業については、この限りではありません。）。

なお、実施計画の記載内容のうち一定の項目については、今後内閣府において公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

## (2) 提出期限

実施計画の第二次提出期限は、以下のとおりです。当室において提出された実施計画の確認を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

先行受付期限：**令和2年7月31日（金）17:00（厳守）**

最終受付期限：**令和2年9月30日（水）17:00（厳守）**

第二次提出の中でも先行して提出された実施計画については、確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画をご提出ください。

なお、今後のスケジュールについては、別紙6のとおりです。第三次提出のスケジュールの詳細については、別途通知します。

## (3) 提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+\_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+\_2（半角アンダーバー2）」としてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいて構いません。

例) メール件名：「01100\_北海道札幌市\_2」「02000\_青森県\_2」など

ファイル名：「01100\_北海道札幌市\_2.xlsx」「02000\_青森県\_2.xlsx」など

## (4) 提出資料

提出資料は、実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）及び後述の事業実施状況及び効果検証に関する資料（該当ある場合）です。各様式は、別紙4のとおりであり、一つのエクセルファイルの各シートに用意されています。当室から返送する実施計画に追記・修正する形で作成するよう、お願いします。

- ① 実施計画：別紙5の記入要領及び記入例を参照の上、必要事項を記入してください。
- ② チェックリスト：実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。
- ③ 基金調べ：交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。
- ④ 事業実施状況及び効果検証に関する資料：7. で後述する事業の実施状況及び効果の検証について、既に公表を行っている地方公共団体は、当該公表資料を提出するようお願いします。

## 6. 実施計画の変更について（制度要綱第3関係）

第二次実施計画の提出期限後に、交付対象事業の追加・変更を行う場合は、第三次提出時に実施計画の変更が可能です。なお、第三次提出前における、事業進捗に合わせた同一

国庫補助事業等間での国費の配分変更に伴う交付対象経費の増減の変更や入札減等に伴う交付対象事業の事業費の変更による実施計画の変更是不要です。

## 7. 効果の検証及び実施状況の報告について

5月1日付け事務連絡において、「各地方公共団体において、事業終了後に、交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表するようお願いします。また、事業実施期間中であっても、内閣府地方創生推進室より実施状況等の報告を求めることがあります。」と記載しているところです。

事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表していただくようお願いします。また、今後、内閣府が報告を求めることがあります。なお、外部有識者等の参画は必須ではありませんが、特に都道府県・政令市等大規模自治体についてはご検討ください。公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要があります。

## ＜関係資料一覧＞

- 別紙1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充について
- 別紙2 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業（例）
- 別紙3 地域未来構想20について
- 別紙4 実施計画様式、チェックリスト、基金調べ（改訂版）
- 別紙5 実施計画記入要領・記入例（改訂版）
- 別紙6 今後のスケジュール
- 別表1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率1.0）（改訂版）
- 別表2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率0.8）（改訂版）
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）
- 別添3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A（第2版）

別表1(交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率1.0))

| (い)  | (ろ)         |
|--|-------------|
| 対象事業   | 対象事業を所管する大臣 |
| 子どものための教育・保育給付交付金  | 内閣総理大臣      |
| 子ども・子育て支援交付金   | 内閣総理大臣      |
| 都道府県警察費補助金   | 内閣総理大臣      |
| 緊急消防援助隊設備整備費補助金  | 総務大臣        |
| 公立学校施設整備費負担金<br>(公立特別支援学校施設整備費に限る)   | 文部科学大臣      |
| 学校施設環境改善交付金<br>(公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心にスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)  | 文部科学大臣      |
| 義務教育費国庫負担金   | 文部科学大臣      |
| 教育支援体制整備事業費補助金<br>(補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限る)  | 文部科学大臣      |
| 学校保健特別対策事業費補助金<br>(感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業及び学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に限る)  | 文部科学大臣      |
| 学校臨時休業対策費補助金   | 文部科学大臣      |
| 私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)に限る)  | 文部科学大臣      |
| 医療提供体制推進事業費補助金<br>(看護師養成所等における実習補完事業に限る)   | 厚生労働大臣      |
| 感染症予防事業費等負担金   | 厚生労働大臣      |
| 感染症医療費負担金  | 厚生労働大臣      |
| 児童福祉事業対策費等補助金<br>(感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業及び児童の安全確認等のための体制強化事業に限る)  | 厚生労働大臣      |
| 母子家庭等対策費補助金<br>(感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業に限る)   | 厚生労働大臣      |
| 次世代育成支援対策施設整備交付金   | 厚生労働大臣      |
| 母子保健衛生費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業(オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスに限る)及び乳幼児健康診査個別実施支援事業に限る)   | 厚生労働大臣      |
| 障害者総合支援事業費補助金<br>(障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等、障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業に限る) | 厚生労働大臣      |
| 社会福祉施設等施設整備費補助金<br>(障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業に限る)   | 厚生労働大臣      |
| 障害児入所給付費等負担金<br>(特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業に限る)  | 厚生労働大臣      |
| 精神保健対策費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)   | 厚生労働大臣      |

|  |        |
|--|--------|
| 精神障害者医療保護入院費補助金  | 厚生労働大臣 |
| 精神障害者措置入院費負担金  | 厚生労働大臣 |
| 医療扶助費等負担金  | 厚生労働大臣 |
| 介護保険事業費補助金<br>(新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に限る) | 厚生労働大臣 |
| 後期高齢者医療給費等負担金<br>(後期高齢者医療給費負担金及び高額医療費等負担金に限る)              | 厚生労働大臣 |
| 国民健康保険療養給付費等負担金<br>(保険基盤安定等負担金(高額医療費負担金に限る)に限る)            | 厚生労働大臣 |
| 国民健康保険財政調整交付金(同交付金に対応する都道府県繰入金分に限る)                        | 厚生労働大臣 |

別表2(交付限度額の算定対象となる国庫補助事業(算定率0.8))

| (い)   | (ろ)         |
|---|-------------|
| 対象事業  | 対象事業を所管する大臣 |
| 沖縄振興特定事業推進費補助金  | 内閣総理大臣      |
| 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金   | 内閣総理大臣      |
| 地方消費者行政強化交付金  | 内閣総理大臣      |
| 無線システム普及支援事業費等補助金<br>(高度無線環境整備推進事業に限る)  | 総務大臣        |
| 外国人受入環境整備交付金  | 法務大臣        |
| 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金  | 文部科学大臣      |
| 公立学校情報機器整備費補助金<br>(学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールソーター配置支援事業に限る)                                     | 文部科学大臣      |
| 私立高等学校等経常費助成費補助金<br>(授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援に限る)に限る)                                     | 文部科学大臣      |
| 地方スポーツ振興費補助金<br>(スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミュニケーションの活動再開支援事業に限る)に限る)                              | 文部科学大臣      |
| 文化芸術振興費補助金<br>(文化施設の感染症防止対策事業に限る)   | 文部科学大臣      |
| 地域自殺対策強化交付金<br>(地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)             | 厚生労働大臣      |
| 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金<br>(住居確保給付金に限る)  | 厚生労働大臣      |
| 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金<br>(自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業及び居宅生活移行緊急支援事業に限る)                     | 厚生労働大臣      |
| 障害者総合支援事業費補助金<br>(障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業及び障害福祉分野のICT導入モデル事業に限る)                               | 厚生労働大臣      |
| 介護保険事業費補助金<br>(通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業に限る)   | 厚生労働大臣      |
| 職業能力開発校設備整備費等補助金  | 厚生労働大臣      |
| 6次産業化市場規模拡大対策整備交付金<br>(輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る) | 農林水産大臣      |
| 農業・食品産業強化対策整備交付金<br>(国産農畜産物供給力強化対策に限る)  | 農林水産大臣      |
| 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金<br>(農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業に限る)                                       | 農林水産大臣      |
| 中小企業経営支援等対策費補助金<br>(地域企業再起支援事業費に限る)   | 経済産業大臣      |
| 奄美群島振興交付金   | 国土交通大臣      |
| 小笠原諸島振興開発費補助金   | 国土交通大臣      |
| 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金  | 国土交通大臣      |
| 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金  | 国土交通大臣      |